

## セクシュアルハラスメント等による 精神障害の労災相談窓口の開設について

秋田労働局では、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災保険給付等について、相談窓口を開設しております。

### ● 相談内容

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場のストレスに起因する精神障害に関して、保険給付の内容や請求手続き、労災認定基準等の相談に応じます。

### ● 相談対応者

臨床心理士の資格を持った専門調査員が対応します。相談内容に応じては労働局職員も同席します。

### ● 相談日時・場所

- \* 相談日時 : 毎月第2月曜日 9時～12時／13時～16時
  - ※ 原則第2月曜日としておりますが、変更になる場合がありますので、事前に電話等でお問い合わせの上、予約をお願いいたします。
- \* 相談場所 : 秋田労働局 労働基準部労災補償課
  - ※ 相談室での対応によりプライバシーを保護します。
- \* 電話での相談も行っておりますので、ご利用ください。

### ● お問い合わせ先

秋田労働局労働基準部労災補償課  
電話 : 018-883-4275

## 令和8年度 精神障害労災請求相談日

年月日
令和8年4月13日(月)
令和8年5月11日(月)
令和8年6月8日(月)
令和8年7月13日(月)
令和8年8月17日(月)
令和8年9月14日(月)
令和8年10月19日(月)
令和8年11月9日(月)
令和8年12月14日(月)
令和9年1月18日(月)
令和9年2月8日(月)
令和9年3月8日(月)